

信託業法案要綱

信託の活用に対するニーズ等へ柔軟に対応するための金融資本市場の整備を行い国民経済の健全な発展に資する観点から、信託の引受けの対象となる財産の範囲の制限を撤廃し、信託業を営む者等に関し新たな資格要件を定める等、信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業を営む者に関し必要な事項を定めることにより、信託に係る取引の多様な担い手の参入を可能としつつ、信託の委託者及び受益者の保護を図るため、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保する必要があることから、信託業法その他の関係法律の改正を行うこととする。

一 信託業法の全部改正

1 総則

(1) 目的

この法律は、信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより信託の委託者及び受益者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 (第1条関係)

(2) 定義

信託業を信託の引受けを行う営業と定義するほか、管理型信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業等について、所要の定義規定を設けることとする。 (第2条関係)

2 信託会社

(1) 総則

信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ営むことができないこととする。

内閣総理大臣は、申請者が、資本の額が受益者等の保護のため必要な金額(1億円を下回らない額として政令で定める金額)未満である場合等の欠格事由に該当しない場合において、信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること、人的構成に照らして信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること等の基準を満たしているかどうかを審査して免許を与えることができることとする。 (第3条-第6条関係)

管理型信託業は、内閣総理大臣の免許を受けていない場合であっても、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社であれば営むことができることとし、管理型信託業の登録は3年毎の更新制とする。

内閣総理大臣は、申請者が、資本の額が受益者等の保護のため必要な金額(政令で定める金額)に満たない場合、人的構成に照らして管理型信託業務を的確に遂行するに足りる知識・経験を有すると認められない場合等の欠格事由に該当しない場合を除き、管理型信託会社の登録をしなければならないこととする。 (第7条-第10条関係)

信託会社は、営業保証金(信託業務の内容及び受益者の保護を考慮して政令で定める金額)を本店の最寄りの供託所に供託し、又は、所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結しなければならないこととする。 (第11条関係)

(2) 主要株主

信託会社の主要株主(総株主の議決権の 100 分の 20 以上を保有している者)となった者は、議決権保有割合、保有の目的等を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

内閣総理大臣は、信託会社の主要株主が欠格事由に該当する場合には、当該主要株主に対し主要株主でなくなるための措置等を命ずることができることとする。

(第 17 条、第 18 条関係)

(3) 業務

信託会社は、信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産管理業務(信託財産と同じ種類の財産を当該信託財産の管理の方法と同じ方法で管理するものに限る。)のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であって、当該信託業務に関連するものを営むことができることとする。

(第 21 条関係)

信託会社は、委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること等の要件を満たす場合に限り、その受託する信託財産について、信託業務の一部を第三者に委託できることとする。

(第 22 条関係)

信託会社は、信託の引受けに関して虚偽の説明、損失補てん等をしてはならないほか、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして適切な信託の引受けを行わなければならないこととする。

(第 24 条関係)

信託会社は、信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し信託契約の内容を説明するとともに、信託の引受けを行ったときは、遅滞なく、委託者に対し信託契約の内容を明らかにした書面を交付しなければならないこととする。

(第 25 条、第 26 条関係)

信託会社は、法令及び信託の本旨に従い忠実に信託業務を処理し、信託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって信託業務を処理し、信託財産を分別して管理するための体制の整備等をしなければならないこととする。

(第 28 条関係)

信託会社は、受託する信託財産について、信託財産に損害を与えることとなる条件での取引、信託財産の管理又は処分の方針等に照らし不必要な取引等をしてはならないこととする。

(第 29 条関係)

(4) 監督その他

信託会社(管理型信託会社を除く。)を当事者とする合併等は、内閣総理大臣の認可を受けなければ効力が生じないこととする。

(第 36 条-第 39 条関係)

内閣総理大臣は、信託会社に対する報告徴求、立入検査等を行うことができるほか、信託会社が法令に違反した場合等に、免許又は登録の取消し等の措置を命ずることができることとする。

(第 42 条-第 45 条関係)

内閣総理大臣は、信託会社の免許等を取り消した場合等は、信託法第 47 条に基づく裁判所に対する受託者の解任の請求、信託法第 49 条に基づく新受託者の選任の請求を行えることとする。

(第 49 条関係)

(5) 同一の会社集団に属する者の間における信託の特例及び特定大学技術移転事業の信託につい

ての特例

委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する会社である場合には、受託者は、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出て、信託の引受けを行うことができることとする。（第51条関係）

特定大学技術移転事業（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業をいう。）の実施に関する計画についての文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた者は、内閣総理大臣の登録を受けて、特定大学技術移転事業として行う信託の引受けを行うことができることとし、当該登録を受けた者は信託会社とみなして信託会社に係る行為準則の規定等を適用することとする。（第52条関係）

（6）外国信託業者

外国信託業者は、主たる支店（国内における信託業の本拠として設ける一の支店をいう。）について、内閣総理大臣の免許又は登録を受けた場合は、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業又は管理型信託業を営むことができることとする。（第53条、第54条関係）

内閣総理大臣は、外国信託会社に対する報告徴求・立入検査等を行うことができるほか、外国信託会社が法令に違反した場合等に、免許又は登録の取消し等の措置を命ずることができることとする。（第58条-第60条関係）

外国信託会社は信託会社とみなして、信託会社に係る行為準則の規定等を適用することとする。（第63条関係）

3 指図権者

信託財産の管理又は処分の方法について指図を行う業を営む者は、信託財産の受益者のために忠実に当該信託財産の管理又は処分に係る指図をしなければならないほか、信託財産に損害を与えることとなる条件での取引の指図等をしてはならないこととする。（第65条、第66条関係）

4 信託契約代理店

（1）総則

信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ営んではならないこととするほか、信託会社等から委託を受けて当該信託会社等（以下「所属信託会社」という。）のために信託契約代理業を営まなければならないこととする。（第67条関係）

内閣総理大臣は、申請者が、信託契約代理業務を的確に遂行するため必要な体制が整備されていると認められない場合等の欠格事由に該当する場合を除き、信託契約代理店の登録を行わなければならないこととする。（第68条-第70条関係）

（2）業務

信託契約代理店は、信託契約の締結の代理等を行うときは、あらかじめ、顧客に対し所属信託会社の商号等を明らかにし、信託契約の内容を説明しなければならないこととする。

信託契約代理店は、信託契約の締結の代理等に関して、虚偽の説明、損失補てん等をしてはならないほか、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして適切な信託契約の締結の代理

等をしなければならないこととする。

(第74条、第76条関係)

(3) 監督その他

内閣総理大臣は、信託契約代理店に対する報告徴求・立入検査等を行うことができるほか、信託契約代理店が法令に違反した場合等に、登録の取消し等の措置を命ずることができることとする。

(第80条-第82条関係)

信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行った信託契約の締結の代理等につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずることとする。

(第85条関係)

5 信託受益権販売業者

(1) 総則

信託受益権販売業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ営むことができないこととし、信託受益権販売業の登録は3年毎の更新制とする。

(第86条関係)

内閣総理大臣は、申請者が信託受益権販売業務を的確に遂行するため必要な体制が整備されていると認められない場合等の欠格事由に該当する場合を除き、信託受益権販売業者の登録を行わなければならないこととする。

(第87条-第89条関係)

信託受益権販売業者は、営業保証金(業務の内容及び顧客の保護を考慮して政令で定める金額)を主たる営業所等の最寄りの供託所に供託し、又は、所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結しなければならないこととする。

(第91条関係)

(2) 業務

信託受益権販売業者は、信託受益権の販売等を行うときは、あらかじめ、顧客に対し信託受益権の内容を説明し、信託受益権の販売契約が成立したときは、遅滞なく、信託受益権の内容等を記載した書面を顧客に交付しなければならないこととする。

(第94条、第95条関係)

信託受益権販売業者は、信託受益権の販売等に関して虚偽の説明、損失補てん等をしてはならないほか、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして適切な信託受益権の販売等を行わなければならないこととする。

(第96条関係)

(3) 監督その他

内閣総理大臣は、信託受益権販売業者に対する報告徴求・立入検査等を行うことができるほか、信託受益権販売業者が法令に違反した場合等に、登録の取消し等の措置を命ずることができることとする。

(第100条-第102条関係)

6 罰則

所要の罰則規定の整備を行うこととする。

(第111条-第119条関係)

7 その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、信託会社等の免許・登録、信託契約代理店・信託受益権販売業者の登録の事前申請を可能とする規定は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

2 経過措置等

- (1) 所要の経過措置等を定めることとする。
- (2) 信託業法の改正に伴い、特定債権等に係る事業の規制に関する法律の廃止、銀行法等における子会社の範囲への信託会社の追加等の改正その他関連法律の整備を行うこととする。